

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	木本工業株式会社	代表者氏名	木本 善章
主たる営業所の所在地	高知市鷹匠町1-2-51		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-4)第144号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月17日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事(29業種)を請け負う営業をいう。			
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和6年4月24日から5月23日までの30日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
木本工業株式会社は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号。以下「独占禁止法」という)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第28条第1項第3号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ジオテク	代表者氏名	長崎 良信
主たる営業所の所在地	高知市南御座 2 - 22		
許可番号	高知県知事許可 (般 - 4) 第 10086 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、鋼、舗、し、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社ジオテクは、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	興和技建株式会社	代表者氏名	久保田 一水
主たる営業所の所在地	高知市小津町7-1		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-2)第3650号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月17日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事(29業種)を請け負う営業をいう。			
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和6年4月24日から5月23日までの30日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
興和技建株式会社は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号。以下「独占禁止法」という)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第28条第1項第3号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社種田工務	代表者氏名	酒井 晋
主たる営業所の所在地	高知市農人町2-3		
許可番号	高知県知事許可 (般-3)第274号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月17日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事(29業種)を請け負う営業をいう。			
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和6年4月24日から5月23日までの30日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社種田工務は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号。以下「独占禁止法」という)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第28条第1項第3号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	長崎テクノ株式会社	代表者氏名	長崎 正和
主たる営業所の所在地	高知市若松町 1705		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-1)第 1298 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、鋼、舗、し、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
長崎テクノ株式会社は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社草苺地工	代表者氏名	梶屋 慶男
主たる営業所の所在地	吾川郡仁淀川町長者丙 1932-1		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-2)第 5182 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、舗、井、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
有限会社草苺地工は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令を受け、その命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社地研	代表者氏名	中根 久幸
主たる営業所の所在地	高知市円行寺 25		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-3)第 942 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社地研は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社四国トライ	代表者氏名	松尾 俊明
主たる営業所の所在地	高知市南川添 17-21		
許可番号	高知県知事許可 (特-2)第 838 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社四国トライは、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ムクタ工業	代表者氏名	椋田 新也
主たる営業所の所在地	長岡郡大豊町津家 24-12		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-2)第 4789 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、鋼、舗、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
有限会社ムクタ工業は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社相愛	代表者氏名	永野 敬典
主たる営業所の所在地	高知市重倉 266-2		
許可番号	高知県知事許可 (般-3)第 10391 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社相愛は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		